家庭ごみ収納事務の手引き

君津市一般廃棄物処理手数料
（指定ごみ袋・粗大ごみ処理券）
収納事務

君津市経済環境部　環境衛生課

１　指定公金事務取扱者の指定及び収納事務委託契約の締結

指定公金事務取扱者の指定申出は随時受け付けます。

指定公金事務取扱者

１　指定公金事務取扱者については、次の要件にいずれも該当する者

（１）　公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

（２）　その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

指定公金事務取扱者の指定に関する申出書

２　指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない

（１）　名称及び住所又は事務所の所在地

（２）　公金事務の委託を受けようとする歳入等の種類

（３）　指定を受けようとする日

３　その他の要件

①　小売店　仕入れた商品を個々の消費者に売ることを業とする者
　　個人商店、協同組合、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなど

②　本市が実施する有料化制度の趣旨を理解し、協力するものであること。

③　君津市内で、店舗・事業所を有すること。

④　店舗について、長時間（概ね８時間程度）営業しており、常時指定袋の販売ができるなど、市民の利便性を確保できること。

⑤　可燃ごみ・不燃ごみ指定袋の全種類を取扱可能なこと。

⑥　会計事務等、本市の事務手続きを速やかに遂行することができること。

⑦　公金および指定袋の適正な管理が行えること。

⑧　市職員による立入調査に常時対応できること。

⑨　君津市が特別に認めるもの。

４　申請方法

〇提出書類

①　指定公金事務取扱者の指定に関する申出書

②　君津市一般廃棄物処理手数料収納事務取扱店 登録申込書

※事務手続きの都合で、書類が追加になる場合がありますので必ずお問い合わせください。

５　契　約

〇個別に契約を行います。

通常、契約完了までには 1～2か月必要となりますので、ご了承ください。

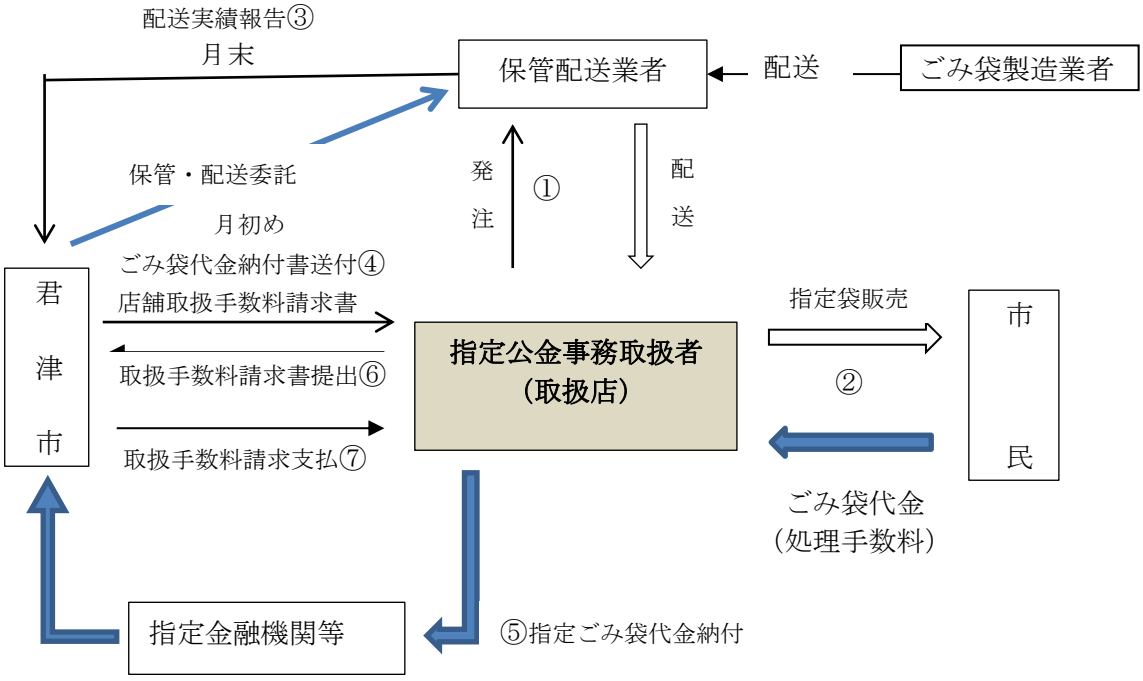
〇契約期間は、４月１日から翌年３月３１日までとなります。

２　指定ごみ袋の販売業務

取扱店は市より指定ごみ袋を購入していただいて、販売することになります。正しくは「君津市一般廃棄物処理手数料収納事務」といいますが、この要領では、「指定ごみ袋の販売」と表示します。

取扱手数料は、**指定ごみ袋の納品枚数×２円×消費税**（小数点以下切り捨て）を月ごとにお支払いします。市からお支払いする取扱手数料の収入は課税売上に含まれます。

【指定ごみ袋手数料徴収の流れ】



① 発注は配送業者へ行ってください。配送業者が取扱店に指定ごみ袋をお届けします。
なお、発注は１箱（５００枚/１箱５０袋入）単位で行ってください。

② 市民に対し、指定ごみ袋の販売をしてください。

③ 配送業者から市へ、各取扱店への納品実績が届きます。

④ 市は、納品実績をもとに納付書および取扱請求書の様式を送付いたします。

⑤ 納付書に記載された処理手数料を確認のうえ、指定金融機関等で納付してください。

⑥ 請求書様式の記載内容に違いがないか確認のうえ、市役所に提出してください。

⑦ 請求書の提出がされたら、取扱手数料の支払いを行いますので、ご確認ください。

【指定ごみ袋販売業務詳細】

１　業務の内容

この業務は指定ごみ袋の販売をしていただきます。

２　指定ごみ袋の価格

下記の金額で指定ごみ袋の販売、および発注を行っていただきます。

市民への販売は１袋（10 枚入り）単位で、発注は１箱（500 枚）単位で行ってください。

種類		容量	１袋(10 枚)の販売価格	１箱(500 枚)の発注価格
可燃 不燃	ミニ袋 ※可燃のみ	１０ﾘｯﾄﾙ	１００円	5,000 円
	小袋	２０ﾘｯﾄﾙ	200 円	10,000 円
	中袋	３０ﾘｯﾄﾙ	300 円	15,000 円
	大袋	４０ﾘｯﾄﾙ	400 円	20,000 円

（１）指定ごみ袋の販売は商品の売買ではありません。指定ごみ袋の価格は条例で定める「一般廃棄物処理手数料」ですので、取扱店が値引き販売やサービス品としての無料配布等を行うことはできません。また、ばら売り（１枚売り）は行わず、１袋（１０枚）単位での販売をしてください。

（２）指定ごみ袋は内税で販売してください。**消費税を別途徴収することはできません。**

他の商品と一括会計を行う場合、**レジスター等の設定においては十分注意してください。**

（３）合計７種類すべての指定ごみ袋を販売してください。

（４）指定ごみ袋は、消費税法の「課税仕入れ」として、売り上げについては「課税売上」として取り扱ってください。

３　領収書の発行

原則として代金受領した場合は、レシートを発行して頂きますが、市販の領収書でも可です。領収書の請求があった場合は、市販の領収書を発行してください。この場合、取扱店の印紙税負担はありません。また、手書きの領収書を発行する場合は、受託者名の前に「君津市指定公金事務取扱者」と明記してください。

レシートを交付する場合、レシートに、「店舗名」、「日付」、「手数料額（販売価格）×数量」のほか、「君津市一般廃棄物処理手数料」であることがわかるよう印字してください。

また、他の商品と混同するような表現（「ごみ袋」のみなど）はしないでください。

【ＪＡＮメーカコード対象アイテム】

商品メーカコード			4959917		
商品アイテムコード		チェック番号	商品アイテムコード		チェック番号
可燃用（大）	00001	5	不燃用（大）	00004	6
可燃用（中）	00002	2	不燃用（中）	00005	3
可燃用（小）	00003	9	不燃用（小）	00006	0
可燃用(ミニ)	00007	7			

指定ごみ袋の外袋には、バーコード（JAN コード）が表示されますので、ＰＯＳシステム等を導入している販売店は、読み取り設定を行うことが可能です。

４　指定ごみ袋の販売代金の納付および取扱手数料の請求

市では、１か月（１日から月末日まで）の間に各取扱店に納品された数量に応じて指定ごみ袋の納付書および取扱手数料の請求書の様式を送付させていただきます。

送付する納付書により、君津市が指定する金融機関等にて納期限内に納付をお願いします。

送付する一般廃棄物処理手数料収納事務取扱手数料の請求書様式を確認のうえ、提出をお願いします。

【例・指定ごみ袋を次のとおり注文した場合】

注文日	種類	注文数	納品日
４月　６日(月)	可燃（大）	３箱	４月１０日(金)
４月　９日(木)	可燃（中）	３箱	４月１５日(水)
４月２７日(月)	可燃（小）	３箱	５月　１日(金)

※この場合、４月２７日に注文した分は、納品日が５月１日なので４月分には計算されません！

次ページ指定ごみ袋の納品についての納期を参照

① 市は、４月分の販売代金（手数料）として１０５，０００円の納付書を送付いたしますので、金額をご確認のうえ金融機関で納付をお願いします。

・内訳：可燃（大）２０，０００円×３箱＝６０，０００円
　　可燃（中）１５，０００円×３箱＝４５，０００円

② 市は、４月分の取扱手数料として６，600 円の請求書様式を送付いたしますので、金額や枚数、口座情報など確認押印し、提出をお願いします。
（郵送または各市民センター経由の提出でも可）

・内訳：合計で３，０００枚（１箱５００枚×６箱）の取扱手数料が発生しましたので、
　　３，０００枚×２．０円×消費税＝６，600 円

③　市は請求書を受け取り次第、取扱手数料の支払い手続きを行います。請求書に不備が無い場合、環境衛生課に届いてから３０日以内に支払いが行われる予定です。

３　指定ごみ袋の納品について

保管配送業者が指定ごみ袋を各取扱店に直接お届けしますので、不足が見込まれる場合、

保管配送業者に直接発注してください。

指定ごみ袋保管配送業者（発注先）

※年度当初入札により保管配送業者を決定しますので、決定した業者に発注してください。

発注の方法

発注は箱単位でお願いします。（５００枚/１箱５０袋入）

発注は手違いを防ぐためＦＡＸをご利用ください。

ＦＡＸでの注文は指定の発注書をご利用ください。

配送日について（変更有）

木曜日から日曜日までの発注　⇒　水曜日配達

月曜日から水曜日までの発注　⇒　金曜日配達

（土・日・祝祭日の発注は、ＦＡＸのみの受付となります。）

※お盆および年末年始、君津市が指定する日は休業となります。

納品の際は、種類（可燃ごみ用、不燃ごみ用）、大きさ（大、中、小、ミニ）、納品数量をご確認していただき、「指定ごみ袋受渡書」に押印のうえ（サイン可）、取扱店控を保管してください。

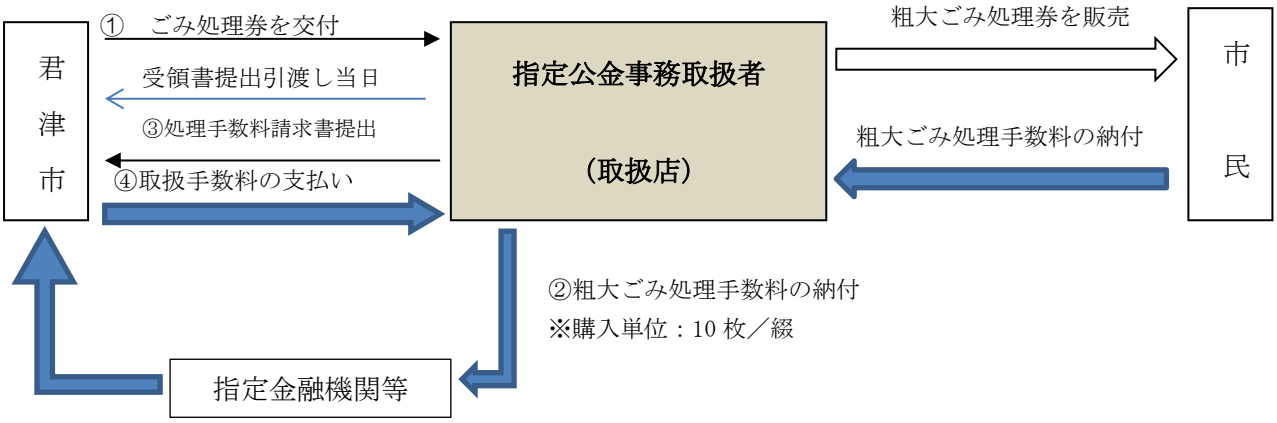
また、その際、商号も必ずご記入ください。

４　粗大ごみ処理券の販売業務

粗大ごみに貼り付けをする「君津市粗大ごみ処理券」を販売する業務です。

取扱手数料は、粗大ごみ処理券の購入枚数 × ３０円 × 消費税（小数点以下切り捨て）をお支払いします。市からお支払いする取扱手数料の収入は課税売上高に含まれます。

【粗大ごみ処理手数料徴収の流れ】



① 各取扱店への粗大ごみ処理券の交付は、環境衛生課で行います。
受領書を記入していただき、粗大ごみ処理券を引き渡します。
なお、購入は１綴（８６０円×１０枚）単位となります。

※　**粗大ごみ処理券納付書と取扱請求書様式は後日環境衛生課より送付します。**

② 渡された納付書で、処理手数料を納付してください。

③ 取扱手数料の請求書様式は、押印して環境衛生課に返送ください。

④ 市は粗大ごみ処理券取扱手数料の支払いを行いますので、ご確認ください。

【粗大ごみ処理券販売業務詳細】

１　粗大ごみ処理券の販売業務

この業務は、粗大ごみの収集や処理に要する代金に代わり、市から粗大ごみ処理券を買い取った後、粗大ごみに貼り付けする粗大ごみ処理券を販売していただきます。

２　買い取り価格

処理券の買い取り（購入）額は１綴り１０枚を単位とし、次のとおりです。

種類	購入額
戸別収集用	８，６００円

粗大ごみ処理券はあらかじめ配布せず、**必要枚数を環境衛生課で購入**していただきます。
粗大ごみ処理券の取扱店は必ず在庫を確保するようお願いします。

３　販売価格

販売する粗大ごみ処理券は次のとおりです。

種類	購入額
戸別収集用	８６０円

粗大ごみ処理券は内税で販売してください。消費税を別途収納することはできません。

４　粗大ごみ処理券取扱手数料請求

粗大ごみ処理券販売業務では、「処理券」を先に買い取りしていただいております。
このため、買い取りの際に市民に販売したこととみなし、その時点で取扱手数料をお支払いする手続きをするため、購入の都度、手数料の請求をしてください。

【例・粗大ごみ処理券を１０枚購入する場合】

① 市役所４階の環境衛生課にて、粗大ごみ処理券１綴（１０枚）を受け取ります。
② 後日環境衛生課より送付される納付書で、指定金融機関にて８，６００円を支払います。
③ 同封された粗大ごみ処理取扱手数料 330 円(30 円/枚×10 枚×消費税)の請求書様式を、押印して環境衛生課に返送してください。

※粗大ごみ処理券は、消費税法の「課税仕入れ」として、売り上げについては「課税売上」として取り扱ってください。

（発注書例）　年度当初の契約により変更となる場合があります。

君津市指定ごみ袋発注書

有限会社　木更津清掃社(木更津一般廃棄物協同組合保管倉庫)宛
FAX:0438-30-1230

発注日	年　　月　　日　　曜日
取扱店コード	
店舗名	
住所	
電話	
担当者名	
備考	

商　品　名	種　類	サイズ	発　注　数	
君津市指定ごみ袋	可　燃	大　　袋		箱
		中　　袋		箱
		小　　袋		箱
		ミ ニ 袋		箱
君津市指定ごみ袋	不　燃	大　　袋		箱
		中　　袋		箱
		小　　袋		箱
合　　計				箱

有限会社　木更津清掃社(木更津一般廃棄物協同組合保管倉庫)
FAX:0438-30-1230(24 時間対応)
TEL:0438-30-1220(電話連絡の場合平日の 9:00～16:00 までとなります)
土曜日、日曜日、祝日はお休みをいただいております

配送日は水曜日と金曜日です。
・木曜日から日曜日までの発注分は水曜日の配送
・月曜日から水曜日までの発注分は金曜日の配送
商品のお届けは 9:00～16:00 頃となります。

指定公金事務取扱者の指定に関する申出書

年　　月　　日

君　津　市　長　　様

所 在 地

申出者　名　　称

代表者名

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定による指定公金事務取扱者の指定を受けたいので、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の１２第３項において準用する同条第１項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

１　名称及び住所又は事務所の所在地

２　委託を受けようとする歳入等又は歳出

３　指定を受けようとする日

君　第　　号

年　　月　　日

様

君津市長　石　井　宏　子

指定公金事務取扱者の指定について

年　月　日付けで申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、下記のとおり指定したので、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の１２第３項において準用する同条第２項の規定により通知します。

記

１　名称及び住所又は事務所の所在地

２　指定をした日

３　公金事務の内容

様式 1

君津市一般廃棄物処理手数料収納事務取扱店
君津市粗大ごみ収集・処理券取扱店　　登録申込書

年　　月　　日

君津市長　　様

申込者　　住所　〒

氏名

電話番号

（法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）

次のとおり令和　　年度君津市指定ごみ袋・君津市粗大ごみ処理券取扱店の登録を申し込みます。

1　取扱業務の選択（希望する業務に○印）

君津市一般廃棄物処理手数料収納事務取扱店	
君津市粗大ごみ収集・処理券取扱店	

2　店舗に関する事項

登録店舗の名称	
所在地	〒
店舗を代表する者の氏名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
メールアドレス	

3　振込口座に関する事項

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様式２

君津市一般廃棄物処理手数料収納事務取扱店
君津市粗大ごみ収集・処理券取扱店　　登録変更届出書

年　　月　　日

君津市長　　様

申込者　　住所　〒

氏名

電話番号

（法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）

次のとおり令和　　年度君津市指定ごみ袋・君津市粗大ごみ処理券取扱店の登録内容の変更を届け出ます。

１　取扱業務の選択（希望する業務に○印）

君津市一般廃棄物処理手数料収納事務取扱店	
君津市粗大ごみ収集・処理券取扱店	

２　店舗に関する事項

	新	旧
登録店舗の名称		
所在地	〒	
店舗を代表する者の氏名		
電話番号		
ＦＡＸ番号		
メールアドレス		

３　振込口座に関する事項

金融機関名		
本・支店名		
預金種別		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

2026年4月　作成

君津市経済環境部　環境衛生課

電　話　0439−52−5353

ＦＡＸ　0439−52−1587